

令和7年3月定例農業委員会

議 事 錄

小城市農業委員会

## 小城市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和7年3月5日（水） 午後1時30分から午後2時12分

2. 開催場所 庁舎2-6会議室

3. 出席委員

1番	松	本	康	博	2番	香	月	英	昭		
3番	中	村	津	多	子	4番	西	村	徳	義	
5番	井	手	悦	郎		6番	高	塚	和	行	
7番	江	頭	和	夫		8番	釘	本		勝	
9番	大	屋	博	幸		11番	北	島	英	文	
12番	江	里	口	勇		14番	江	里	口	泰	信

4. 欠席委員

10番 古賀榮一 13番 秋丸政光

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について  
第2 第1号議案 農地法第3条による許可申請について  
第2号議案 農地法第5条による許可申請について  
第3号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について  
第4号議案 農用地売渡等の希望申出について  
第5号議案 非農地判断について  
第6号議案 小城市農業委員会の権限に属する事務の一部の委任に関する規程を廃止する告示について

6. 農業委員会事務局職員

副局長兼庶務係長 真子祐輝

## 7. 会議の概要

事務局

皆さんこんにちは。本日、局長のほうが議会の常任委員会に出席をしておりますので、説明は私のほうがさせていただきます。

定刻より若干早いですけれども、本日、欠席の御連絡のあった方以外は皆さんそろわれております。

令和7年3月の農業委員会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、開会に当たりまして江里口会長から御挨拶をお願いいたします。

皆さん、今日はお忙しい中にお集まりいただきましてありがとうございます。

世の中は米不足と米の高騰でにぎわっておりますが、農業者の手元にはあまり潤いが少ないような気がします。農林水産大臣のほうもこの前、備蓄米の放出のところで話をしておりましたけれども、国民は輸入米が非常に好きで、そのほうがよいとかなんとかも言っておりましたけれども、本当に農民の気持ちをしっかり受け止めていないような発言が目立つなと思っておりました。

そして、今、トランプ大統領になってから世の中もだんだん変わってきているような気がいたします。将来は円も100円ぐらいになりはせんかというようなことで、円高になると言っておりました。

そういうことで、日本の政治も何か遅れているような気ばかりしますけれども、地元も今度、小城市長の交代によって選挙がございますけれども、私たちはなるべく選挙に参加をして、本当に必要な人を選んだほうがいいんじゃないのかなと思っております。

今日は第1号議案から第6号議案までございますので、皆様方の御協力をいただきましてスムーズに会が進みますように御協力をお願い申し上げます。

ありがとうございました。

本日は、10番古賀委員、13番秋丸委員から欠席の連絡がありました。

出席委員は12名で、在任委員の過半数以上の出席がございますので、小城市農業委員会会議規則第7条の規定により、この会議は成立していることを御報告いたします。

それでは、議事に入りますが、小城市農業委員会会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は江里口会長にお願いいたします。

それでは、ただいまから令和7年3月の農業委員会を開会いたします。

早速ですが、議事に入ります。

まず、日程第1. 議事録署名委員の指名についてを議題とします。

本日の会議の議事録署名委員については、議席番号順となっておりますので、私から御指名をさせていただきます。

2番香月委員、3番中村委員にお願いいたします。

また、議案に対して質疑がある場合は、必ず挙手をして、事務局からマイクを受け取ってから発言をお願いします。

それでは、日程第2. 第1号議案 農地法第3条による許可申請についてを議題とします。

申請番号1について、事務局から議案の説明をお願いします。

議案書1ページを御覧ください。

本日の農地法第3条の許可申請の審議件数は2件でございます。

まず、申請番号1について説明いたします。

事務局

	<p>議案資料は1ページから6ページとなります。</p> <p>(第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号1について事務局より説明)</p> <p>この案件の場所は三日月町西分の高速道路北側にある農地で、申請理由は規模拡大でございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>次に、申請番号2について事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>申請番号2について説明いたします。</p> <p>議案資料は7ページから12ページとなります。</p> <p>(第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号2について事務局より説明)</p> <p>この案件の場所は三日月町久本地区の北部バイパス南側にある農地で、申請理由は譲渡人の財産処分のためでございます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号2について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>次に、第2号議案 農地法第5条による許可申請についてを議題とします。</p> <p>申請番号1について、事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書は2ページを御覧ください。</p> <p>本日の農地法第5条の許可申請の審議件数は2件でございます。</p> <p>申請番号1について説明をいたします。</p> <p>資料は13ページから19ページまでとなります。</p> <p>(第2号議案 農地法第5条許可申請、申請番号1について事務局より説明)</p> <p>この案件の場所は小城町北浦地区にある農地で、建売住宅を建築したいとのことで申請されました。</p> <p>被害防除対策ですが、20センチほど盛土をされますが、周囲をコンクリートブロックで土留めをされます。雨水については集水して南側の既存道路側溝へ排水、生活雑排水は合併浄化槽で浄化の上、同じく南側の道路側溝へ排水されます。</p> <p>農地区分と許可基準ですが、農地区分は高速道路のインターチェンジ出入口から300メートル以内の第3種農地で、許可し得ると考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>この案件については私が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請農地、転用目的については事務局の報告のとおりです。</p> <p>調査事項、申請目的及び位置の検討について、転用目的により申請地を選定した理由は適当であると判断できる。</p> <p>計画面積の検討について、利用計画図などにより適当であると判断できる。</p>

実現確実性の判定について、早急に転用する必要が認められ、遅滞なく目的に供されることは確実である。

被害防除施設・用排水の検討について、雨水は道路側溝等に放流され、家庭内排水は合併浄化槽で処理する計画であり、周辺農地への影響は少なく適当であると判断できる。

その他特記事項について、令和7年2月25日に現地確認済みです。

令和7年3月5日、小城市農業委員会、江里口泰信。

以上です。

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願ひします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。

申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

次に、申請番号2について事務局から議案の説明をお願いします。

申請番号2について説明をいたします。

資料は20ページから27ページまでとなります。

(第2号議案 農地法第5条許可申請、申請番号2について事務局より説明)

この案件の場所は三日月町三ヶ島地区内の農地で、転用目的は、交通の便がよく、市役所や小・中学校、商業施設も近隣にあるため、分譲住宅28戸を建築したいとのことで申請されました。

被害防除対策ですが、90センチほど盛土をされますが、コンクリートブロックで土留めをされます。排水計画ですが、雨水については申請地内に側溝を新設し、西側水路へ排水されます。生活雑排水は合併浄化槽で浄化の上、同じく新設側溝を通じて西側水路へ排水されます。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は第1種農地で、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当すると判断いたしましたので、許可し得ると考えております。

以上でございます。

この案件については6番高塚委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告してください。

議長  
6番

農地法第5条申請事前調査事項。

譲渡人、譲受人、申請農地、転用目的は事務局からの説明のとおりです。

調査事項、申請目的及び位置の検討について、申請地でなければ転用目的を達成することが困難であり、やむを得ないと判断できます。

計画面積の検討について、利用計画図などにより適当であると判断できる。

実現確実性の判定について、早急に転用する必要が認められ、遅滞なく目的に供されることは確実である。

被害防除施設・用排水の検討について、雨水は西側水路へ排水、家庭内排水は合併浄化槽を通して西側水路へ排水する計画である。周辺農地への影響は少なく適当であると判断できる。

その他の特記事項について、令和7年2月25日、現地で確認済みです。

令和7年3月5日、小城市農業委員会、高塚和行。

議 長	<p>審議のほどよろしくお願ひします。</p> <p>ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願ひします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号2について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。</p> <p>次に、第3号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。</p> <p>初めに、利用権設定について、申請番号1から申請番号196まで一括して事務局から議案の説明をお願いします。</p>
	<p>議案書は3ページから39ページまでを御覧ください。</p> <p>農用地利用集積計画の利用権設定について説明いたします。</p> <p>本日の利用権設定の審議件数は、新規の利用権設定が240筆、利用権の再設定が230筆、合計で470筆、総面積は111万7,360平米でございます。</p> <p>今回の全ての申請について、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に掲げる全ての要件、すなわち、農用地の全てを効率的に利用して耕作などを行うと認められること、また、耕作などの事業に必要な農作業に常時従事すると認められることの要件を満たしていると判断しております。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願ひします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。利用権設定について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号1から申請番号196までについては原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>続いて、所有権移転についてを議題とします。</p> <p>申請番号601について、事務局から議案の説明をお願いします。</p>
	<p>議案書は40ページを御覧ください。</p> <p>農用地利用集積計画の所有権移転について説明いたします。</p> <p>本日の所有権移転の審議件数は3件でございます。</p> <p>申請番号601について説明をいたします。</p> <p>(所有権の移転をうける者、所有権を移転する者、所有権を移転する土地、設定する所有権、権利の種類を読み上げる。)</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願ひします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号601について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号601は原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>次に、申請番号602について事務局から議案の説明をお願いします。</p>

事務局	申請番号 602 について説明をいたします。 申請番号 602、(所有権の移転をうける者、所有権を移転する者、所有権を移転する土地、設定する所有権、権利の種類を読み上げる。) 以上でございます。
議長	ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号 602 について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので、申請番号 602 は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、申請番号 603 について事務局から説明をお願いします。
事務局	申請番号 603 について説明いたします。 (所有権の移転をうける者、所有権を移転する者、所有権を移転する土地、設定する所有権、権利の種類を読み上げる。) 以上でございます。
議長	ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号 603 について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので、申請番号 603 は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、第4号議案 農用地売渡等の希望申出についてを議題とします。 事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	議案書は 41 ページになります。 第4号議案 農用地売渡等の希望申出について説明をいたします。 本日の審議件数は、売渡希望 1 件、貸付希望 1 件でございます。 売渡希望の申請番号 1 について説明をいたします。 議案資料は 28 ページから 33 ページです。 申請番号 1、(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。) 以上でございます。
議長	ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号 1 について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので、申請番号 1 は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、貸付希望について事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	貸付希望の申請番号 1 について説明いたします。 議案資料は 34 ページから 35 ページとなります。 申請番号 1 番、(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、貸付希望価格、あっせん担当を読み上げる。) 以上でございます。

議長	<p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 (質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>次に、第5号議案 非農地判断についてを議題とします。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p> <p>議案書は42ページを御覧ください。</p> <p>非農地判断について説明をいたします。</p> <p>議案資料は36ページから52ページになります。</p> <p>今回お二人おられますけれども、1人の方が、資料の36ページにつけておりますけれども、(住所、氏名、土地の所在を読み上げる。)</p> <p>それと次が、資料の42ページをお願いいたします。</p> <p>(住所、氏名、土地の所在を読み上げる。)</p> <p>非農地判断は、農地法第2条第1項に規定する農地、すなわち耕作の目的に供されているか否かの判断基準に基づくもので、非農地と判断した場合には所有者に対して非農地通知を送付します。また、法務局や市税務課等の関係機関に非農地一覧を送付するものでございます。</p> <p>今回2名の方から申請がありまして、審議していただく農地は18筆、合計3万2,505平米であります。</p> <p>資料にあります農地については、令和7年2月25日の農地転用許可申請の事前調査の際に現地確認を行いましたが、農地に再生することは困難な状態となっており、農地には該当しないと判断したものでございます。</p> <p>農地の所在、地目、面積等は資料のほうを再度お目通しをお願いしたいと思います。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	<p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 (質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。第5号議案について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、第5号議案は原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>次に、第6号議案 小城市農業委員会の権限に属する事務の一部の委任に関する規程を廃止する告示を議題とします。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書は43ページから45ページを御覧ください。</p> <p>第6号議案 小城市農業委員会の権限に属する事務の一部の委任に関する規程を廃止する告示を説明いたします。</p> <p>この内容についてですが、以前は市民課の窓口で耕作証明書の発行をお願いしておりましたけれども、それができなくなっているために現在は行っておりません。そのため規程を廃止するものでございます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 (質疑なし)</p>

	ないようですので、これより採決いたします。第6号議案について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
5 番 事務局 議 長 事務局	(挙手) 全員賛成ですので、第6号議案は原案のとおり承認することに決定しました。 ほかに皆さん方の中から何かございましたらよろしくお願ひします。 質問します。ちょっと気になった点ですけれども、第3号議案の32ページの163番、賃借権設定で、ちょっと飛び抜けた数字で反当たり〇万円と提示がありますけれども、これはハウスか何かの土地なんでしょうか。数字が極めて大きいもんで、どういう土地かなと思いまして。 ちょっと確認を…… そしたら、しばらくお待ちください。確認をしてもらいますので。 お待たせしました。
5 番 議 長	契約書のほうも利用地目は田と。あと、航空写真のほうで確認をしましたけれども、今御質問のあった施設とかではなくて田の状態でした。なので、確かに通常ほかのところから見れば、10アール当たり〇万円というと倍近い金額にはなっておりますけど、そこは所有者と耕作者のお話合いで決められているので、御質問のあったハウスではないと思っております。
5 番 議 長	分かりました。双方が納得しているならよかばってんが、またこういうのが世の中に話が出たら大変だなと思って。（発言する者あり） そしたら、一応、本人さん同士の話合いで決められておりますので、もし何かあつたらまた案件が出てくると思いますので、いかがですかね。
事務局	はい、分かりました。 そしたら、ほかに何かございましたらよろしくお願ひします。 (なし) ないようですので、次回日程等の連絡について事務局からお願ひします。
5 番 議 長	次回日程等ですが、今月の農地転用現地調査は3月25日火曜日、午後1時30分から、ここの西館2階の2-6会議室です。 4月の定例農業委員会は、4月7日月曜日、午後1時30分から大会議室となっております。 以上でございます。 すみません、3月25日は午前中になるて何か言いよんさった…… いや、そいがですよ、午前中がまた変更になって通常の時間帯に戻しておりますので、すみません、よろしくお願ひします。 ほかに何かございましたら。 (なし) それでは、以上をもちまして3月の農業委員会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

本議事録が正当であることを認め、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名委員

署名委員